

## 市民課窓口へは混雑を避けてお越しく下さい

市民課 ☎(082)420-0925

### 市民課窓口の混雑緩和にご協力ください

3月から4月は、引越しをする人が多く、窓口が大変込み合います。混雑状況によっては手続きが終わるまで2時間以上お待ちいただくことがあります。混雑が予想される日を避けてお越しく下さい。

### 混雑を避けるために

○マイナンバーカードがあれば、コンビニで住民票などを発行できます

○日曜日、木曜日夜間の受付もご利用ください

### 市民課窓口へは混雑を避けてお越しく下さい

転入や転居と同時に、マイナンバーカードの住所変更手続きや、住民票の発行などを行うと、受付から完了まで、1〜2時間かかります。また、国民健康保険などの手続きなどがあると、さらに長い時間かかることがあります。

市民課と国保年金課では、窓口の待ち人数や「呼びだし番号」をインターネットで確認できます。ぜひご利用ください。



	日	月	火	水	木	金	土
3月	12 8:30-12:30 ◆日曜開庁	13 ●●	14 ●	15 ●●	16 ●● ★19時まで	17 ●●	18 閉庁日
	19 閉庁日	20 ●●●	21 閉庁日	22 ●●●	23 ●●● ★19時まで	24 ●●●	25 閉庁日
	26 8:30-12:30 ◆日曜開庁	27 ●●●	28 ●●●	29 ●●●	30 ●●● ★19時まで	31 ●●●	1 閉庁日
4月	2 8:30-12:30 ◆日曜開庁	3 ●●●	4 ●●	5 ●●	6 ●● ★19時まで	7 ●●	8 閉庁日
	9 8:30-12:30 ◆日曜開庁	10 ●●	11 ●●	12 ●●	13 ●● ★19時まで	14 ●●	15 閉庁日

● やや混雑 ●● 混雑 ●●● 大変混雑

- ◆ 3月12日・26日、4月2日・9日の日曜日の8:30~12:30は、市民課の受付を行っています。
- ★ 毎週木曜日は、受付時間を延長し、19:00まで受付を行っています。
- ★ 木曜日夜間、日曜日の受付業務は市ホームページをご覧ください。



### マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

マイナポータルからオンライン転出届の提出ができるようになります。

マイナンバーカードを利用してオンライン申請することで、転出届時に市役所の窓口へ行く必要がなくなります。

自身の引越しだけでなく、同じ世帯の人の引越しでも利用できます。

※ 転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

※ 海外へ引越しをする人は利用できません。

※ 詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。



※ マイナポータルへはこちらから

### ○ 手続きに必要なもの

- ・ 電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・ マイナポータルにアクセスする端末（スマートフォン、パソコン）

### 使用中止の手続き

転居や転出で水道の使用を中止する場合は、事前に手続きしてください。手続きがない場合、引き続き料金が発生します。

■ 電子申請または電話

### 使用開始の手続き

使用開始届（ハガキ）を入り口ドアノブにくくりつけてあるか、ドアポストや郵便受けに置いてあります。必要事項を記入して、郵送してください。電子申請でも手続きできます。電話では手続きできません。

※ 使用開始届（ハガキ）がない場合は、お問い合わせください。

※ 下水道に接続している場合、水道の中止・開始の手続きを行うことで、下水道もあわせて手続きされます。

※ 電子申請はこちらから



## 引っ越し時には水道の届出もお忘れなく

東広島市上下水道お客さまセンター ☎(082)423-6333

## 4月9日(日) 広島県議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 ☎(082)420-0968

### 投票

#### 持投票所入場券

入場券は告示日(3月31日(金))までに届くよう発送します。

日 4月9日(日) 7時~19時

**投票終了時刻は19時です。**間違えないようご注意ください。

#### 投票所の変更

投票区	旧	新
西条4	三ツ城小学校	東広島商工会議所会館
西条14	寺西小学校	寺西保育所
八本松2	川上中部保育所	下組集会所
八本松3	川上東部保育所	旧川上東部保育所 (場所の変更はなし)

#### 投票できる人

- 平成17年4月10日以前の出生者
  - 令和4年12月30日までに本市に住民登録・転入届出をして、令和5年3月30日(登録基準日)現在まで引き続き本市に居住している人
- ※令和4年12月31日以降に県内から転入した人は、移転前の住所の選挙人名簿に登録があれば、

移転前の住所地で投票ができません。投票(期日前投票含む)または不在者投票の請求には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要で

※3月14日以降に市内転居の届出をした人は、前住所地の投票所で投票できません。

※県外へ転出した人は投票できません。

#### 期日前投票

何らかの用務のため、投票当日に投票できない人

#### 期日前投票所と開設期間・時間

場所	開設期間・時間
市役所本庁、各支所・出張所	4月1日(土)~8日(土) 8:30~20:00
フジグラン東広島本館1階 ときめき広場	4月1日(土)~8日(土) 10:00~20:00

#### 不在者投票

不在者投票は、投票日の19時までに投票所に届く必要があります。手続きはお早めにお願います。期間/4月1日(土)~8日(土)

#### 身体の不自由な人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で一定の障害に該当する人、介護保険制度の要介護5の認定を受けている人

#### 郵便投票ができる人の範囲

	障害名など	障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
	介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」

方法/郵便などの不在者投票 ※あらかじめ選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」の提示が必要です。

#### 入院または入所中の入

都道府県選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院や施設に入院・入所中の入

方法/病院・施設での投票 病院や施設の職員に申し出てくだ

ださい。該当施設は市や県のホームページに掲載します。

市外に滞在中の人(滞在地の選挙管理委員会での投票)

出張などで市外に滞在中の人 方法/滞在地の選挙管理委員会

不在者投票 ※手続きは、市ホームページをご覧ください。

#### 選挙公報

新聞折り込みや市役所、各支所・出張所、図書館、地域センターで配布します。郵送を希望する人は、選挙管理委員会または各支所地域振興課までご連絡ください。県選挙管理委員会のホームページにも掲載します。

#### 開票

日 4月9日(日) 20時15分から

場 東広島運動公園体育館 ※投票結果、開票速報、開票結果は市ホームページに掲載します。



## 空家住宅の規制を緩和しました

☎ 開発指導課 ☎ (082) 420-0959

制度のイメージ図

### 建物所有者(個人住宅)と移住者のニーズに柔軟に対応

#### 空き家所有者

手放したくないが賃貸して有効に活用したい。(空家のままでは管理に困る…)

#### 移住者

田舎でゆとりある家に住んでみたい。古民家に住んでカフェをしたい！

#### 今まで

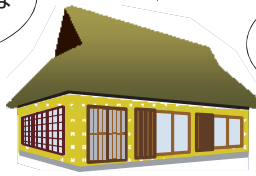
- ・空家を貸す・借りることができない
- ・空家を飲食店や事務所として使うことができない

賃貸できません。調整区域なので…

大切な持家なのに、なぜ借家にしてはいけないの？



新基準で許可を受けて用途変更



#### 今後

- ・空家住宅の賃貸が可能に！
- ・空家住宅に飲食店などを併設することが可能に！(延床面積2分の1以上が住宅であること、少なくとも幅4m以上の道路に面していることが必要)

広々とした家に賃貸で住めて嬉しい！

既存ストックを有効利用



市街化調整区域内の空家住宅について、賃貸住宅や店舗併用住宅などに活用できる。このことにより空家住宅

の有効活用や移住定住を推進します。  
市街化調整区域は西条、八本松、志和、高屋、黒瀬の各地域の一部です。

## 消防団の組織機構改革 ~ 4月1日、女性方面隊を創設し、機能別団員を導入します ~

☎ 消防総務課 ☎ (082) 422-6062

消防団は、災害から地域住民の生命・身体・財産を守るため、地域防災の中核として大きな役割を担っています。より一層の災害対応力を強化するため、組織機構改革を行い、4月1日から運用します。

### 組織機構改革の概要

#### 1 女性方面隊の創設

女性団員で構成する女性方面隊を創設します。幼稚園や事業所などの地域との連携を強化し、「自助・共助」の意識の醸成を図ります。

#### ②普及・啓発グループ

女性方面隊の活動を支援し、消防や防災意識の高揚を図ります。

③ 学生グループ  
学生団員で構成され、主に大学での防火防災指導やイベントなどでの普及啓発活動を行います。

④ 火災予防イベントの企画、防災訓練など

### 消防団員募集

4月1日から新たな組織としてスタートする市消防団で、自身のスタイルに合わせて、地域のために活動しませんか。  
対本市に在住または通勤・通学している18歳以上の健康な人  
※職業・性別は問いません。  
年額報酬

#### 2 機能別団員の導入

① 活動支援グループ  
各地域の方面隊や分団の活動を支援します。

② 内災害対応(消火活動・水防活動)、機械器具取扱訓練など

機能別団員 / 12,000円  
福利厚生

公務災害補償制度、互助会制度、退職報償金制度、活動服の貸与など